

諮詢書

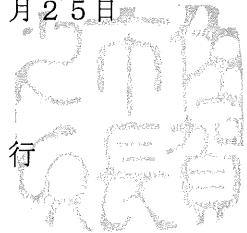
佐市市生第2153号

平成24年1月25日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、個人情報の目的外利用の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 賒問内容

佐賀市住民基本台帳情報の目的外利用について

被災者支援システムの導入にあたり、住基情報（SHIPS）と連携して被災者の個人番号、世帯番号を利用することについて可否を求めるもの。

2. 利用申請所属

平常時の管理：消防防災課、災害発生時の管理：市民生活課

3. 目的外利用を行う個人情報の内容

住基情報（SHIPS）の個人番号、世帯番号

4. 利用の効果

個人番号と世帯番号については、個人単位・世帯単位での被災情報を収集・集約する必要があるため、既に付番してある個人番号・世帯番号を利用するものである。

5. 目的外利用を行う個人情報の利用方法

- 本システムは基幹系ネットワーク上で運用する。ただし、佐賀市基幹行政システムなどの他のシステムとの連動性はない。
- 機器の保管場所は7Fサーバ室とする。
- 個人情報・世帯情報の更新データは、情報システム課にて個人情報・世帯情報のデータ作成しFTPフォルダにデータ転送する。その後、消防防災課職員により被災者支援システムからFTPフォルダへデータ取込を実行し更新を行う。（月1回）
- IDパスワードを消防防災課職員及び市民生活課職員のみ使用できるように設定する。ただし、平常時の使用は個人情報・世帯情報の更新時に動作確認を行うのみとする。
- 被災者へ発行する災証明書等の様式には、個人番号及び世帯番号は記載しない。

6. 利用期間

平成24年3月21日～

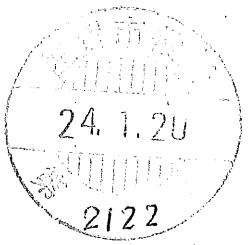
●個人番号について

「個人番号」は、市の電算システム上、その処理を行いやすくするために便宜的に市民生活課で個人に対して付している番号であり、『個人を特定』するためのキーとなっている。

● 世帯番号について

「世帯番号」についても、市の電算システム上、その処理を行いやすくするために便宜的に市民生活課で世帯に対して付している番号であり、『世帯を特定』するためのキーとなっている。

「個人番号」「世帯番号」共に住民基本台帳法において規定されていない個人情報であるため、「個人番号」「世帯番号」の利用は、個人情報の目的外利用となる。



様式第3号(第4条関係)

個人情報目的外利用申請書

平成24年 1月20日

市民生活課長 西川 末実 様

消防防災課長 一番ヶ瀬 昭広 印

保有個人情報の目的外利用をしたいので、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	住民基本台帳整備事務
個人情報の内容	個人番号、世帯番号
利用業務名及び利用目的	利用業務名：被災者支援システム 利用目的：個人情報、世帯情報を含む住所、氏名等の情報を住民基本台帳から抽出し、被災者支援システムの基本データとするため。
該当する根拠条項	佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号を適用 第1号に該当する場合の根拠法令等 ()
利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 電子計算機処理に係る保有個人情報 <input type="checkbox"/> 手作業処理に係る保有個人情報
利用期間	平成24年 3月21日 ~ 年 月 日
利用方法	<input type="checkbox"/> 継続事務(経常) <input checked="" type="checkbox"/> 継続事務(定例) <input type="checkbox"/> 臨時事務

被災者支援システムについて

1. 災害発生時の業務について

大規模な災害が発生した状況において、被災者情報・避難所情報の登録管理などの被災者に対し必要な支援業務を実施する必要がある。

しかしながら、現在、佐賀市では災害時において、職員や電算システムが被災した場合の業務体制を想定していない。東日本大震災を受け災害対応の再点検を実施しているが、最悪の事態も想定する必要があることから、被災者の対応について見直しが必要である。

これらの問題を解決するため被災者支援システムを導入するものである。

2. 被災者支援システムとは

大規模な災害が発生した状況において、被災者情報・避難所情報・倒壊家屋情報の登録管理などの、被災者に対し必要な支援業務を実施するためのシステム。

兵庫県西宮市役所で開発され、財団法人地方自治情報センター（ラスデック）のホームページに地方自治体向けの無償ソフトウェアとして公開されている。

●ソフトウェアの構成

業務名	業務内容
被災者支援システム	被災者台帳登録・検索、被災家屋台帳登録・検索
避難所関連システム	避難者情報登録・検索、避難所情報登録・検索
緊急物資管理システム	入庫情報登録・検索、出庫情報登録・検索
仮設住宅管理システム	仮設住宅情報検索、仮設住宅入居検索
犠牲者遺族管理システム	犠牲者情報登録・検索、遺族情報検索
倒壊家屋管理システム	倒壊家屋台帳登録・検索、倒壊家屋解体業者管理

大規模災害発生時においては、平常時のシステムが使用できないことも考えられ、このような状況下でも被災者支援に特化したシステムにより効果を発揮する。

東日本大震災により被災した自治体の中には、被災後に被災者支援システムを導入し、り災証明書の発行がすばやく行えるようになるなど、被災者の対応に役立っている。

佐賀市ではサーバとクライアントの機能を持たせたノートパソコンを1台導入する。ただし、災害発生時の運用として基幹系ネットワークを利用し、クライアント用のパソコンを増設することも可能とする。

- ・外部からの不正侵入、スパイウェア、コンピュータウィルス等に対しての対策を講じるため、ウィルス対策ソフトを導入する。

●災害発生時の管理・運用

被災者支援システムの運用開始基準は次のうち、いずれかの事案が発生した場合とする

- ・災害の発生により佐賀市内において家屋の全壊が100戸以上となった場合。(災害救助法の適用基準)
- ・災害の発生により佐賀市内において家屋の全壊が50戸以上となり、100戸以上となると見込みがあるとき。
- ・災害の発生により佐賀市内において避難所を開設し、開設後3日を経過しても閉鎖の見込みがないとき。

①システム及び機器の管理責任者

- ・佐賀市災害対策本部規程の規定により、災害発生後に被災者支援を担う部署は市民生活部庶務班(市民生活課)であることから、市民生活課長とする。

②セキュリティ対策

- ・災害の状況により基幹系ネットワークが使用できないこともありうることから、設置場所については、次のように想定する。

(サーバ単体で使用する場合)

セキュリティが確保できる場所に設置する。(図②)

(ローカルネットワークを構築する場合)

セキュリティが確保でき、必要な作業スペースが確保できる場所に設置する。(図③)

(基幹系ネットワークを利用する場合)

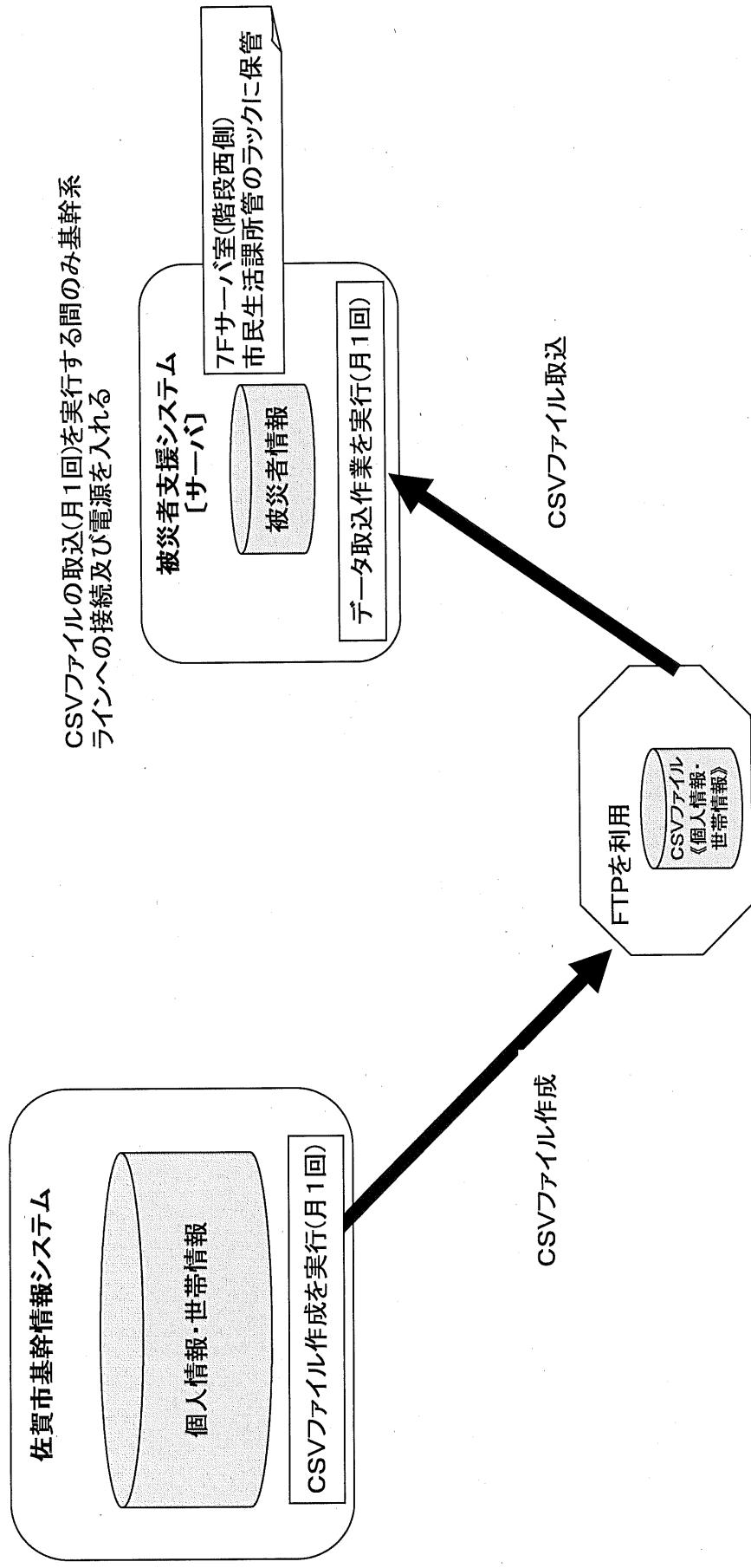
- ・IDパスワードを消防防災課職員及び市民生活課職員のほか、必要に応じて使用できるように設定する。

平常時と同じく7Fサーバ室(階段西側)を基本の設置場所とするが、被災により使用できない場合は、施錠できる会議室などセキュリティが確保でき、基幹系ネットワークが利用できる場所に設置する。(図④)

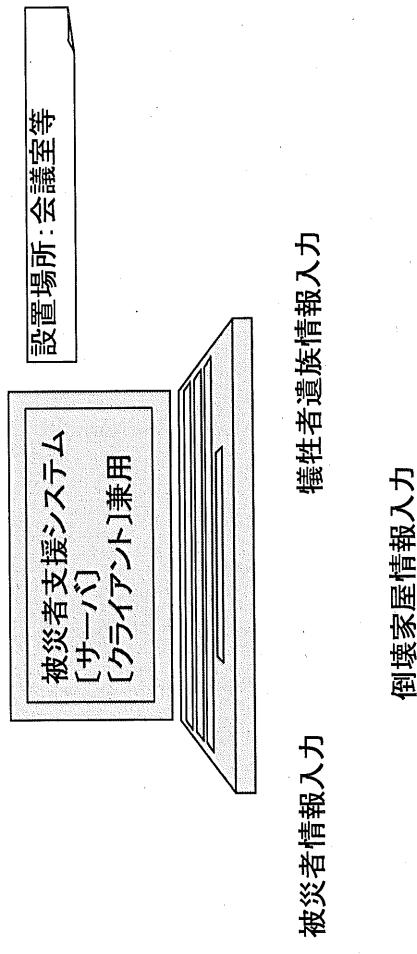
- ・外部からの不正侵入、スパイウェア、コンピュータウィルス等に対しての対策を講じるため、クライアントを増設した場合はウィルス対策ソフトを導入する。

◎被災者支援システム概要《通常時》

図①

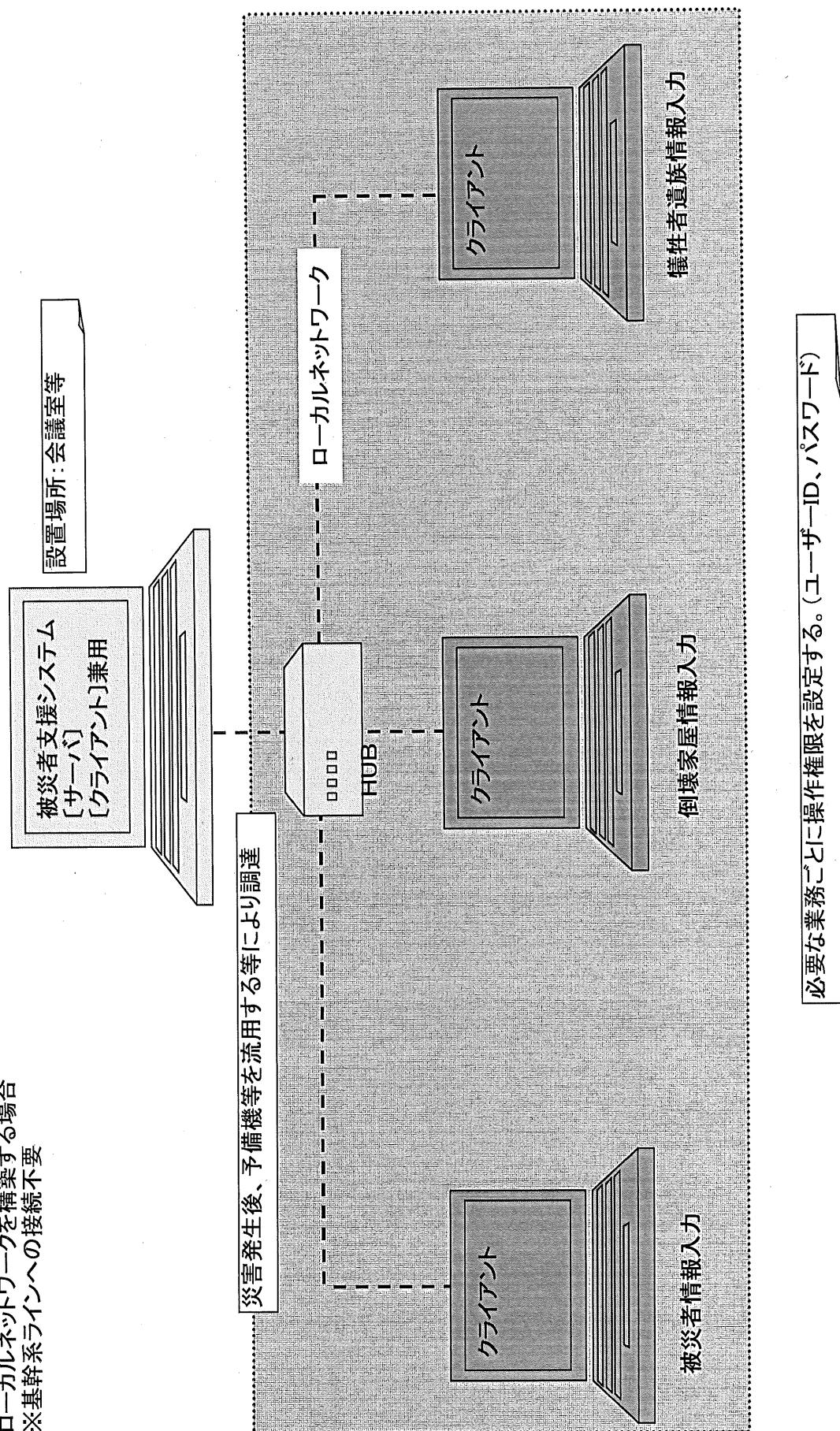


◎被災者支援システム概要《災害発生時》
サーバ单体で使用する場合
※基幹系ラインへの接続不要



◎被災者支援システム概要《災害発生時》
ローカルネットワークを構築する場合
※基幹系ラインへの接続不要

図3



◎被災者支援システム概要《災害発生時》
基幹系ラインを利用する場合

図④

